



資料1-4 民間等の活動促進に関する取組状況について



これまでの検討経緯

- OECMの設定・管理を進めるにあたり、専門的見地から助言を得るため、令和2年度に有識者によるOECM検討会を設置。

OECM検討会の検討事項



- ① 民間等取組区域を「自然共生サイト」として個別認定する仕組みに関する事項
- ② ①の仕組み以外によるOECMの設定・管理に関する事項
- ③ ①②を推進するための取組に関する事項
- ④ その他OECMに関する事項

OECM検討会での議題

R2

- 検討の背景・国際的動向の整理
- OECMの対象として捉えるべき地域
- 日本においてOECMに期待される役割

R3

- 海域OECMの検討の進め方・懸念点
- 生物多様性保全に寄与する地域イメージ
- 認定基準の作成
- 認定の進め方（制度イメージ）

R4

- 認定基準の磨き上げ
- 自然共生サイト申請様式の作成
- 自然共生サイト認定の試行
- 申請・審査プロセスの改善

国内・国際動向

青字：国際動向 緑字：国内動向

- 2010/10 生物多様性条約COP10 **愛知目標採択**
- 2012/9 **生物多様性国家戦略2012-2020 閣議決定**
- 2020/3 自然環境保全基本方針閣議決定
- 2020/9 地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）
- 2021/3 次期戦略の具体的な検討を開始
- 2022/4 **30by30ロードマップ公表**
- 2021/10 昆明 2022/12 モントリオール 生物多様性条約COP15 **昆明・モントリオール生物多様性枠組採択**
- 2023/3 **生物多様性国家戦略2023-2030閣議決定**
- 2023/9 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）本格始動

日本におけるOECMの考え方と目指すべき姿



- IUCNのガイドラインには、一般原則としてのOECMの考え方について記載されている一方で、OECMは多様な在り方が許容されており、OECMの考え方は各国の状況に応じて個別に判断すべきとされている。
- OECM検討会で整理した、我が国におけるOECMの考え方やOECMが果たしうる役割は以下のとおり。

日本におけるOECMの考え方

国土全体	
生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域	貢献しない地域
生物多様性保全が主目的	生物多様性保全が主目的でない
保護地域	OECM

※四角の大きさは割合を表さない

- OECMはCOP10の時に誕生した手法で、「**名古屋のギフト**」とも呼ばれる。
- **里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が**生物多様性の保全**に貢献。
- **民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域**もOECMになり得る。

OECMの設定を通して目指すべき国土・社会の姿

生態系サービスの好循環 ネイチャーポジティブの実現

生物多様性の保全・生態系サービスの持続的な利用

1. 保護地域・OECMによる生物多様性保全上の重要度が高い地域の保全
2. 生物多様性保全に貢献する農林水産業等の土地利用の継続
3. 土地の管理の継続による調整サービスや文化的サービスの享受
4. 生物多様性の保全のための土地管理の長期性の確保
5. 生態系ネットワークの確保
6. 地図情報の管理・共有による生態系ネットワークの可視化

社会経済的な価値の創出

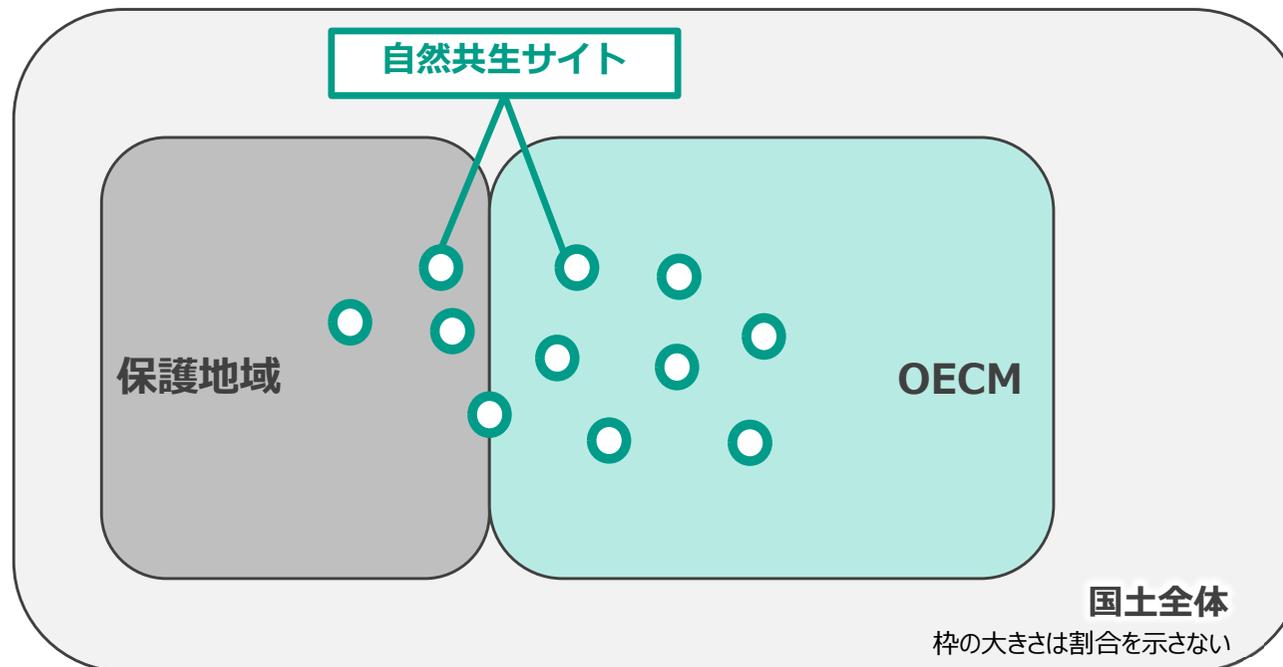
7. 企業やNGO等の価値の向上、ESG投資等の評価への反映
8. 公共的側面の評価を踏まえた土地管理等への支援
9. 人口減少社会を見据えた国土の効率的・計画的な利用
10. 多様な主体の連携・協働
11. 地域の資産としての認知、利用、支援

保全目標の達成

12. 国際パートナーシップによる保全・連携の推進
13. 地方公共団体等の生物多様性保全の成果指標
14. 地域循環共生圏の構築、里山未来拠点の形成

- 我が国では、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域は、国立公園といった保護地域内にも存在。
- そのため、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず「自然共生サイト」に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域を「OECM」として登録。

保護地域・OECM・自然共生サイトのイメージ



図中の○が「自然共生サイト」

自然共生サイトの検討経緯



■ 自然共生サイト認定基準の検討

- **IUCN Methodology** (※1) に沿って、自然共生サイトを認定するための基準の検討を開始。
 ※1 IUCN Methodologyとは
 潜在的なOECMを特定し、個々のサイトについてケースバイケースで評価するための方法論としてIUCNが公表したもの
- OECMを特定するための**3つのステップ** (※2) が整理されている
 ※2 Step1：スクリーニング / Step2：ガバナンス機関の同意取得と地域の情報整理 / Step3：該当性評価の実施

令和3年度

IUCN MethodologyのStep1 (スクリーニング)	認定基準
1.1 地理的に画定された境界を持つ 1.2 保護地域ではない	1.境界・名称に関する基準
2.1 統治責任が明確 2.2 管理の対象となっている 2.3 統治責任と管理の体制の持続が期待できる	2.ガバナンス・管理に関する基準
3 生物多様性の重要な価値を含む可能性が高い	3.生物多様性の価値に関する基準
4.1 管理体制によって効果的な保全が期待できる 4.2 管理体制によって長期的な保全が期待できる	4.管理による保全効果に関する基準

各認定基準を
IUCN
Methodology
のStep2,3に
沿って細分化し
認定基準詳細を
作成

令和4年度

■ 令和4年度に以下4つのプロセスを試行

- ① 申請書作成
- ② 事務局予備審査
- ③ 有識者審査委員会による審査
- ④ 審査結果の通達

■ 認定の試行

令和4年度前期：23サイトを認定相当と判断
 令和4年度後期：33サイトを認定相当と判断

試行結果を基に、認定基準や申請時に
提出を求める書類等を再検討・修正

正式申請の意向を確認し、
審査委員会で、正式な判断を行う

令和5年度
(今年度)

■ 検討・試行を経て作成した認定基準を用いて、本格運用を開始済

令和4年度の自然共生サイト試行事例



- 令和4年度は自然共生サイトの認定制度（申請・審査）試行を実施（前期23サイト、後期33サイト）。
- 試行の結果、56サイトは「試行結果として認定相当」と判断。



つくばこどもの森保育園
(社会福祉法人花畑福祉会／茨城県)
保育及び環境教育のための水田ビオトープ



三井住友海上駿河台ビル及び駿河台新館
(三井住友海上火災保険株式会社／東京都)
ビルの屋上緑地及び壁面緑化、植栽、街路樹



日本製紙 鳳凰社有林
(日本製紙株式会社／山梨県)
高山植物等が生息する環境林分



富士通 沼津工場
(富士通株式会社／静岡県)
自然樹林・整備樹林、茶畑等の庭園、芝生



シャッター・メルシャン 梶子ヴィンヤード
(キリンホールディングス株式会社／長野県)
ブドウ畑及び圃場としての草原



阪南セブンの海の森
(一般財団法人セブン-イレブン記念財団／大阪府)
府内有数のアマモ場

自然共生サイトの本格運用



- 自然共生サイトの本格運用を今年度から開始。現在前期申請分の審査を進めている状況。
- 今年中に100サイト以上の認定を目指す。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト
認定

審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

OECMとして国際データベースに登録

■「前期」スケジュール

【申請受付】令和5年4月3日から5月8日まで

【事務局予備審査】令和5年5月～6月頃

【有識者審査】令和5年7月～8月頃

【結果公表】令和5年9月頃

■「後期」スケジュール (予定)

【申請受付】令和5年9月頃

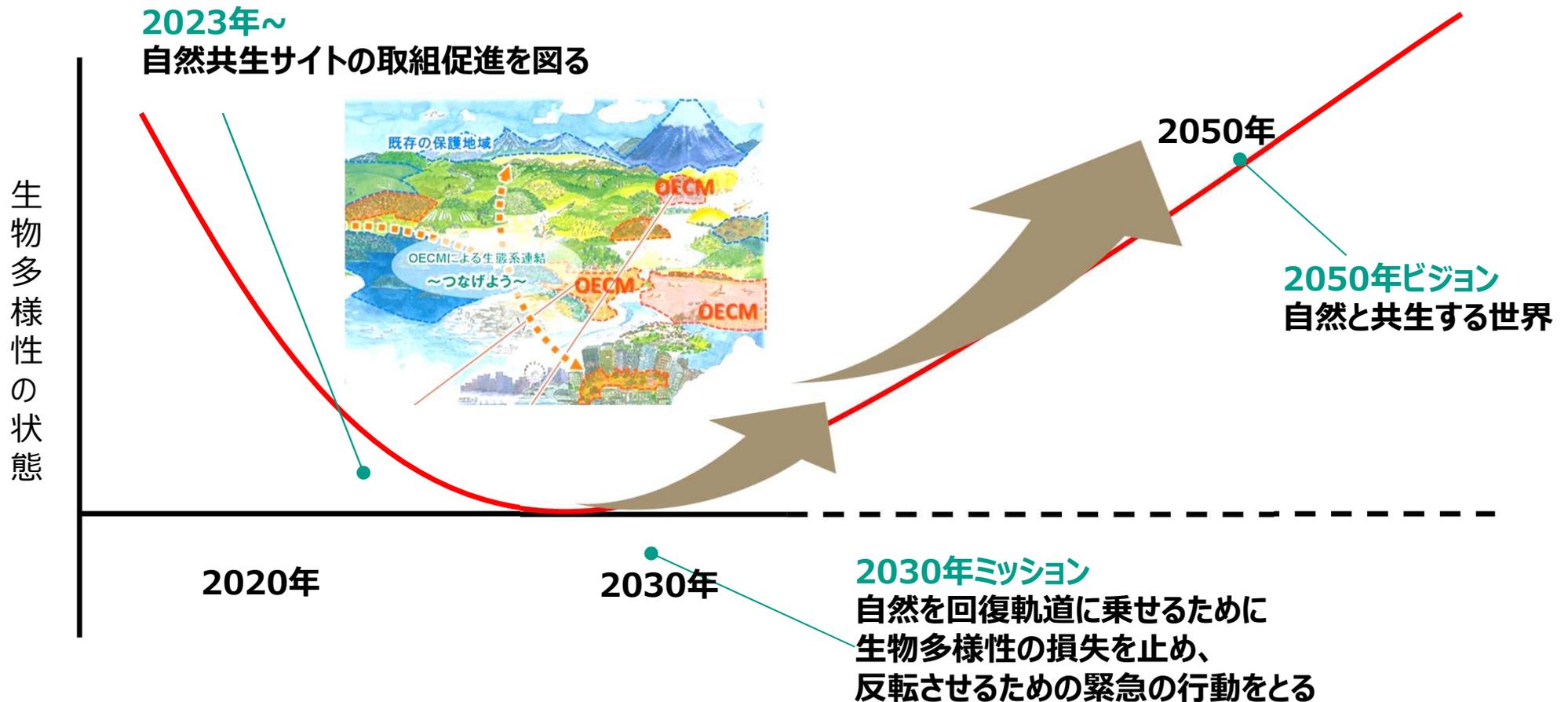
【事務局予備審査】令和5年9月～10月頃

【有識者審査】令和5年11月～12月頃

【結果公表】令和5年12月頃

ネイチャーポジティブの実現に向けて

- 生物多様性COP15にて採択された「**昆明・モンリオール生物多様性枠組**」で、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために**生物多様性の損失を止め反転させる**」といういわゆる**ネイチャーポジティブ**が掲げられた。
- 世界目標を踏まえ、2030年のネイチャーポジティブ実現を目指し、**生物多様性国家戦略2023-2030**が2023年3月に閣議決定。



対応すべき課題

【認定対象、認定基準等】

- 生物多様性の価値を有するに場所における活動に加え、今後のネイチャーポジティブ推進に向け、劣化地の回復や新たに緑を創出するような活動も後押しが重要。
- 保全活動の継続性担保や裾野の拡大に向けては、活動場所やその状態、利用目的等に応じて、望ましい管理のあり方を示すことが重要。
- そのために、農地や都市の緑地といった場を所管する関係省庁との連携をより一層進めることが必要。

【生物多様性 + aに向けて】

- 自然共生サイトの取組を通じた、地域活性化や地域の課題解決への貢献の推進が重要。
- 金融や資本側から求められる開示への対応に活用できる仕組みと信頼性の構築が重要。
- 所有者不明土地等における対応の検討が必要。

【手続き改善など】

- 申請から認定までの迅速に手続きを進める体制構築が重要。
- 複数箇所に対する認定手続きのあり方検討が必要（地理的、自然的に同質性がある場合や同一主体が複数箇所で行っている場合など）。

課題に対する対応の方向性

- これらの課題に制度的に対応するため、中央環境審議会において法制化を視野に入れた検討を進める。

対応すべき課題

【専門知識・人材の不足】

- 申請時において、申請者自らで申請書類の作成やサイト内の情報収集することが困難な場合が存在。その際のサポート体制を整備することが重要。
- 認定の信頼確保及び活動主体の適正な負担を両立した管理・モニタリング手法を示すことが重要。

【多様な主体の参画】

- 民間企業、自治体等の多様な主体の参加を促進するための仕組み（経済的なインセンティブを含む）が重要。
- 企業が自然共生サイト認定や管理の支援に取り組むためのストーリー構築が重要。
- 地域での課題解決につなげていくための地方自治体との連携が重要。

【サイトの質の維持・向上】

- 自然共生サイトの所有・管理を行う主体が経済的、人的支援を得られる仕組みが重要。

課題に対する対応の方向性

【伴走支援】

- 申請時のサポート、専門家派遣等が可能となるようなポータルサイトの構築等を行う。
- 認定された管理主体が自立・継続的にモニタリングできるように手法の技術開発、マニュアルの整備等を行う。

【多様な主体の参画を促す取組】

- 自然共生サイトの所有管理・支援を行う企業等がTNFD等において活用できるようなストーリー構築の支援を行う。（モデル的試行を実施）
- 経済的インセンティブについては、まずは既存の制度や事業等を活用。法案の検討と整合を取りつつ、新たな仕組みについても検討する。

【支援証明書制度の構築】

- 自然共生サイトの支援を行った主体に対してその支援内容を証明できる仕組みを早期に構築する。（支援証明書、マッチングの試行を実施）

対応すべき課題

- 生物多様性**保全上重要な場所**や**効果的な場所**を**高い解像度で示す**ことが重要。
- **生態系タイプ毎**や**地方公共団体毎の保全地域の状況**を**見える化し評価**することで、地方公共団体が**戦略づくりに活用**できることが重要。
- **生態系ネットワーク形成**のためにも、**既存の保全地域の範囲を示す**ことが重要。
- **企業等における取組状況**や、**取組の貢献度を評価（見える化）**することが重要。
- 生態系タイプ毎に応じた**管理ガイドラインを提供**できる仕組みが重要。
- 自然共生サイト認定後のモニタリング等を通じ、**生物多様性保全に貢献する活動の知見の集積**を進めることが重要。

課題に対する対応の方向性

- 生物多様性の**可視化・地図化機能を具備したシステムを開発**を目指す。その際、まずは堅実なデータを使用し、複数の基礎情報を表示できるシステムとした上で、順次機能を拡張し、生物多様性の評価（定量化・数値化含）機能の実装を目指す。
- **自然共生サイトの情報管理機能**をシステムに具備する。
- 各自然共生サイトの**モニタリングにより生物多様性に関する情報を収集・蓄積**する。
- **生物多様性の観測を行う既存の取組**（生物多様性センター等が実施する自然環境保全基礎調査や植生図の整備等）を**強化**する。
- API連携等により新システムに**既存の生物多様性情報を集約**できるようにする。そのうえで、情報を統合的に分析し、**高解像地図、保全状況評価、貢献度の可視化**等を行う。

対応すべき課題

【国の制度等に基づくOECM（陸域）】

国の制度等に基づき管理されている森林・河川・都市緑地等も生態系ネットワークを構築する場として重要であることから、関係省庁が連携し、OECMに該当する地域を検討し、適切なものはOECMとして整理することが重要。

【国の制度等に基づくOECM（海域）】

海域については、関係省庁が連携し、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域をOECMとすることを検討しており、該当する場所の整理を進めることが重要。

【国際発信】

里地里山をはじめとした人の営みによって維持されている生物多様性の価値について、世界に発信・理解醸成を図ることが重要。

課題に対する対応の方向性

【国の制度等に基づくOECM（陸域）】

- 国の制度等に基づくOECMについての考え方を関係省庁と検討し、該当する具体的な制度等の整理を行う。

【国の制度等に基づくOECM（海域）】

- 重要海域など既存の科学的根拠や海洋資源利用の状況などを基にOECMの候補海域を抽出し、関係省庁や専門家の意見等を聞きながら該当箇所の整理を行う。

【国際発信】

- 各種ウェブサイト・ウェビナー等を活用しながら、日本型OECMのグッドプラクティスを世界に発信する。
- SATOYAMAイニシアティブやHAC（自然と人々のための高い野心連合）等の国際イニシアティブとも連携しつつ、日本のOECMの考え方やノウハウを海外展開し、海外におけるOECMの議論や取組の推進に積極的に貢献する。

OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)とは

- 2010年の生物多様性(CBD)条約第10回締約国会議 (COP10) の「愛知目標」で、「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%」を**保全するための達成手段の一つ**として掲げられたもの
- 2018年のCOP14で、「**保護地域以外の地理的に確定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続する方法で統治・管理されているもの**」と定義

OECMの国際的な基準 (決定14/8付属書Ⅲ OECMに関する科学技術助言)

- この科学技術的助言は、**柔軟かつケース・バイ・ケースで適用されるべき**とされている

基準A	保護地域として未指定
基準B	統治・管理の存在 (地理的に画定された空間、正当な管理当局、管理されている)
基準C	域内保全への継続的かつ効果的な貢献 (有効性、長期継続性、生物多様性の域内保全、情報とモニタリング)
基準D	付随する生態系の機能とサービス、及び文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値

(環境省による仮訳)

各国の取組

- 2023年6月現在、WD-OECM*へは9か国が登録 (検討開始時の2020年12月は3か国)

各国のOECM設定状況 (2023年6月時点)

【アジア】		【欧州】	
フィリピン	: 178サイト	イギリス	: 10サイト
		スイス	: 8サイト
【北米】		【アフリカ】	
カナダ	: 238サイト	モロッコ	: 314サイト
【南米】		アルジェリア	: 5サイト
コロンビア	: 55サイト	南アフリカ	: 17サイト
ペルー	: 1サイト		

*WD-OECM : World Database on OECMsの略

令和5年5月25日取りまとめ

生物多様性は、気候変動に続く大変革が必要なテーマとして既に世界が大きく動き出しており、金融やサプライチェーン等の様々な分野での対応が求められている。この潮流に乗り遅れ、我が国の国益を損なうことのないよう、生物多様性に対する企業や国民の認識を高めながら、自然資本を守り活用する社会への変革“NX（Nature-based Transformation）”を実現し、経済成長と国民の Well-being の向上につなげるべきである。

【企業等の活動認定制度の法制化】

- 企業等による自然共生サイトの活動を認定する**制度の法制化の検討を進め、次期通常国会に法案を提出**すること。
- **様々なインセンティブの整備や活動の成果・貢献度の見える化等を推進することにより、ネイチャーポジティブにつながる企業等の活動の全国的な展開を支援し、2026年度までに500以上の活動認定**を目指すこと。
- 地域の課題解決にもつながるよう、既に生物多様性の価値がある土地での取組みに限らず、**生物多様性を回復・創出する取組みを幅広く認定の対象**とすること。
- 認定に当たっては、申請主体にとって簡便で間口の広い仕組みとすること。

【ネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定】

- ネイチャーポジティブの取組は、企業等にとって難易度の高い情報開示や単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることをわかりやすく示し、その実践を促すため、**「ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）」を2023年度中に策定**すること。



令和5年5月25日取りまとめ

【地域におけるネイチャーポジティブの実装支援】

- インバウンドが急速に回復する中、日本の国立公園等が世界からのデスティネーションとなることを目指し、受け入れ環境の整備に向けて来年度予算の倍増を目指すこと。
- ネイチャーポジティブの地域の主体的な取組を応援するための金融・財政面の措置の充実に努めること。また、地方公共団体における環境施策を後押しするため、具体的な環境施策に係る財政需要を精査した上で、普通交付税の基準財政需要額の算定における環境行政経費の位置づけを検討するなど、地方財政措置の充実に努めること。

【持続可能な自然資本管理の国際展開】

- ネイチャーポジティブの国際展開施策の一つとして、4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合で創設されたネイチャーポジティブ経済アライアンスの参加国・機関を、2030年までに100まで増やすこと。

【関係省庁によるN X推進体制の強化】

- みどりの食料システム戦略、グリーンインフラ・まちづくりGXなど関連施策とのシナジーを図りつつ、関係省庁が連携して強力にN Xを推進するため、関係省庁の政務で構成される「ネイチャーポジティブ推進会議（仮称）」を設置すること。

令和5年2月28日取りまとめ

【30by30の実現に向けたOECEMの積極的な認定】

30by30の実現に向けた切り札になるのではないかと議論されているOECEMの認定を推進すること。認定に当たっては、KBA（生物多様性重要地域）や、EBSA（生物多様性の保全上重要な海域）、IBA（重要野鳥生息地区域）等との連携も検討すること。また、民有地のOECEM登録を推進するためのインセンティブとなる法整備や税制上の措置を検討すること。

【ネイチャーポジティブに関する数値目標の設定、情報開示の推進】

ネイチャーポジティブを見える化するため、具体的な目標と指標を設定すること。その際、現・国家戦略に位置付けられているSGEC、FSCの森林認証面積、MELジャパン、MSC、JHEPの認証取得数等の指標について、引き続き活用し、取り組みを促進すること。更に、生物多様性保全に資する製品やサービスの選択等が積極的に行われる「ネイチャーポジティブ経済」の実現に向けて、移行に向けた新たな戦略の策定も含め、取り組みを加速化すること。加えて、企業の生物多様性保全の取り組みを開示する「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の枠組みの策定に貢献すること。

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(5) 対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

(対外経済連携の促進)

(略) また、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる目標に向け、**本年度中の国会提出を視野に入れた自主的取組を認定する法制度の検討**や、グリーンインフラ、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス等の取組を推進する※。

※2030年までに陸と海の30%以上の保全を目指す取組の推進、TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) 等の情報開示等への対応支援、それらの基本となるデータ把握・管理のあり方の検討を含む。

<参考> OECMの設定・管理の推進に関する検討会 委員



氏名(敬称略)	所属・役職
石井 実 (座長)	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学 環境情報学部 学部長・教授
佐藤 留美	NPO法人Green Connection TOKYO 代表理事
竹ヶ原 啓介	株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所長
土屋 俊幸	一般財団法人林業経済研究所 所長
広田 純一	NPO法人いわて地域づくり支援センター 代表理事
藤倉 克則	国立研究開発法人海洋研究開発機構 地球環境部門 海洋生物環境影響研究センター センター長
森田 香菜子	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 主任研究員
八木 信行	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
渡辺 綱男	国連大学 サステイナビリティ高等研究所 シニアプログラムコーディネーター

氏名（敬称略）	所属・役職
角谷 拓（座長）	国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域 生物多様性評価・予測研究室 室長
後藤 文昭	三井住友信託銀行株式会社 経営企画部 サステナビリティ推進部 Technology Based Financeチーム
佐藤 真行	神戸大学・大学院人間発達環境学研究科 教授
高川 晋一	公益財団法人日本自然保護協会ネイチャーポジティブタスク フォース室 室長
長谷川 雅巳	経団連自然保護協議会 事務局長
原口 真	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会 社 総合企画部サステナビリティ推進室TNFD専任SVP
森 匡司	生物多様性自治体ネットワーク事務局（名古屋市環境局環境企画課）
森田 香菜子	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 主任研究員